

# 網走家畜衛生情報

令和2年度 第11号(12月) 北海道網走家畜保健衛生所



国内で高病原性鳥インフルエンザ続発・・・1	日射病・熱射病の発生状況・・・7
豚熱(CSF)の国内発生状況・・・2	家畜伝染病予防事業進捗状況・・・8
アフリカ豚熱(ASF)の発生状況・・・3	獣医師のみなさまへ～届出の年です～・8
牛のサルモネラ症が多発しています・・・4	飼養衛生管理基準について・・・9
牛RSウイルスが流行しています・・・5	監視伝染病の発生状況・・・10
家畜保健衛生総合検討会が開催・・・6	薬剤耐性対策アクションプラン・・・11
抗菌性物質等の生乳への残留について・・・6	所内体制について・・・12



## 国内で高病原性鳥インフルエンザ続発！

令和2年(2020年)11月に香川県で、国内では平成30年(2018年)1月以来となる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。その後の香川県内での続発、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県での事例を含めると、発生は6県17例にのぼり、殺処分対象は約226万羽(疫学関連農場を含む)に及んでいます(12月7日現在)。

オホーツク管内では、令和2年(2020年)10月24日に紋別市コムケ湖周辺で採取した野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されています。鹿児島県、新潟県でも野鳥の糞便や湖沼の水等からウイルスが分離されていることから、今冬は渡り鳥によって国内にウイルスが多量に持ち込まれている可能性が非常に高いです。

北海道では渡り鳥の飛来する来年5月まで、養鶏場等を対象に「消毒強化キャンペーン」を実施しています。引き続き農場・鶏舎へのウイルスの侵入防止に万全を期し、死亡羽数の増加等、異状があればすぐ獣医師や家畜保健衛生所へ連絡願います。

**点検**



消石灰を撒き、タイヤに噴霧し、消毒を徹底！



穴を修繕、侵入防止網の設置で野生動物の侵入を防止！

**改善**

# 豚熱（CSF）の国内発生及び侵入防止について

令和2年（2020年）9月26日、ワクチン接種県である群馬県の養豚場でCSFの発生があり、一昨年9月の発生からこれまでに、9県59事例の発生が確認され、合計約17.1万頭（一部見込み）が殺処分されています。野生イノシシからのCSF陽性事例は、18都府県で確認されており、ワクチン接種推奨地域は27都府県が指定されています。ワクチン接種農場の豚及び精液等は接種区域外に持ち出すことが制限されており、豚又は豚の精液を道外から移入される方は、ワクチン接種区域で飼養又は生産されたものかの確認を徹底するようお願いいたします。

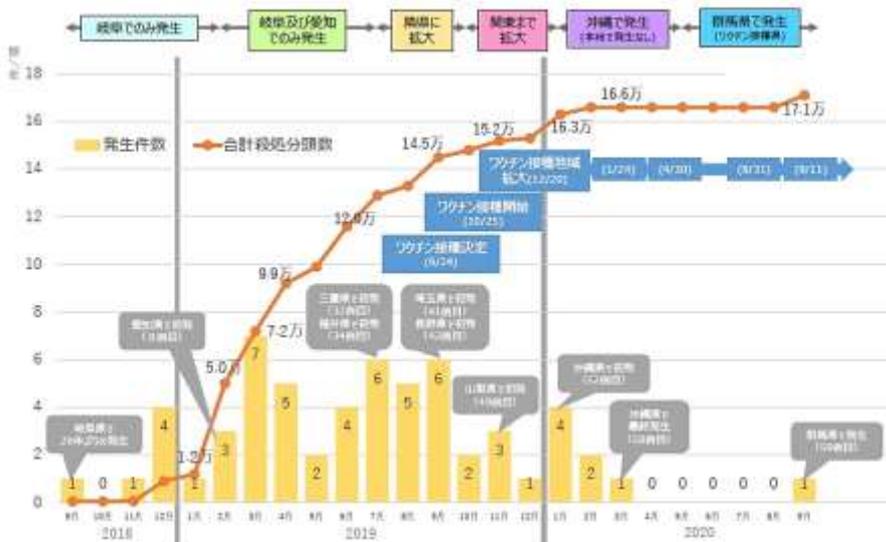


図1 国内のCSFの発生経過年表

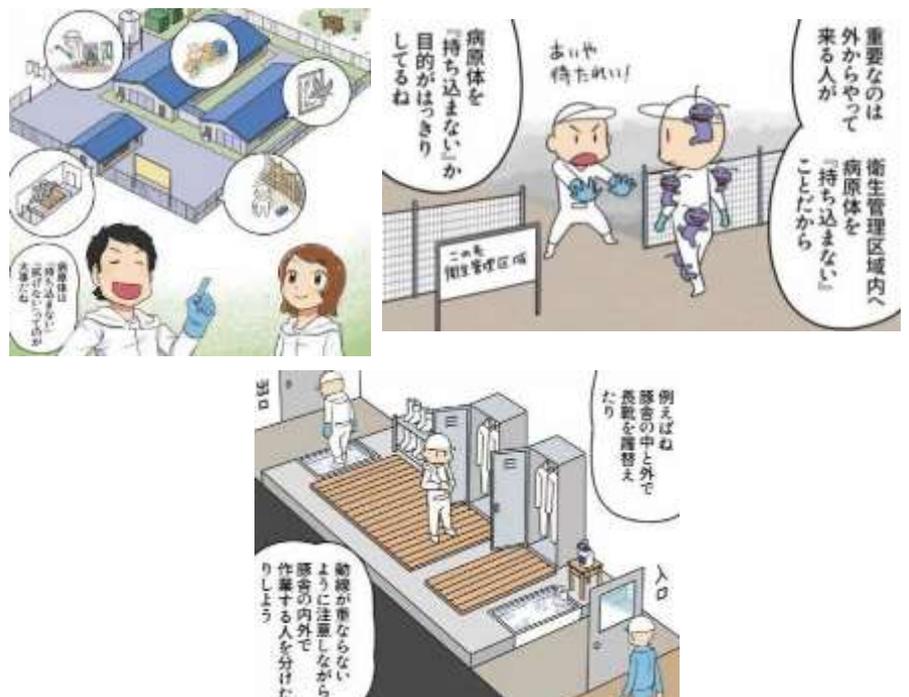


【9県】（飼養頭数 1,580,640頭(全国の17.3%)）  
 野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色  
 【18都府県】（飼養頭数 1,759,620頭(全国の19.2%)）  
 飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色  
 【27都府県】（飼養頭数 3,983,390頭(全国の43.5%)）

図2 国内のCSFの発生経過地図

図1、図2：令和2年度越境性動物疾病防疫対策強化推進会議資料より

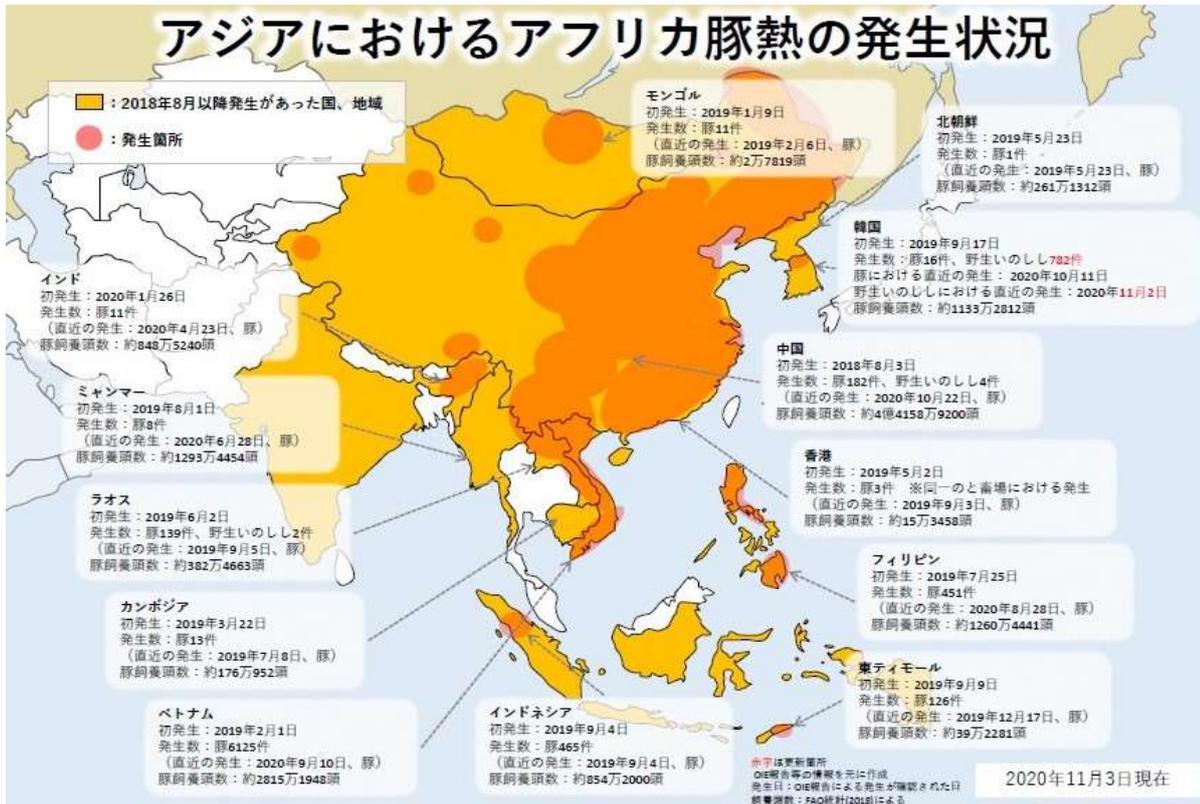
海空港における水際防疫の強化や野生イノシシの捕獲強化等、国や自治体等によるCSF防疫対策が推進されていますが、CSF防疫対策で最も重要なのは、農場にウイルスを侵入させないことです。飼養衛生管理基準のガイドブック等を用いて、人・もの・野生動物による農場へのウイルス侵入防止対策を再度確認いただき、日ごろの飼養衛生管理の徹底と監視の強化について、御協力をお願いします。



# アフリカ豚熱（ASF）の発生状況について

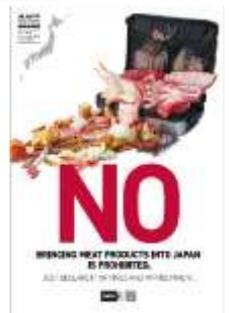
平成30年（2018年）8月、中国でアジア初のASFの発生が確認されました。その後、アジア地域の各国に発生が拡大し、令和元年（2019年）9月、韓国でも発生し現在アジアの13カ国で発生が報告されています。

ASFウイルスは肉製品中に含まれ、これが感染源となることから入国者の手荷物検査が強化されています。中国、ベトナム等から違法に持ち込まれた肉製品からの旅客携帯品の豚肉等におけるASFウイルス遺伝子検査陽性事例が91件（11月5日現在）、うち新千歳空港でも12件あり、この内3件から感染性のあるウイルスが分離されました。



## <海外から日本に入国するとき>

海外から肉及び肉製品を持ち込まないでください。家畜伝染病予防法により肉及び肉製品を日本に持ち込むことはできません。不正に持ち込んだ場合、罰則の対象となります。アジア地域で**動物に触れた方、日本で動物に触れる予定のある方**は、日本到着時に空港等の動物検疫カウンターに立ち寄ってください（衣服、所持品を消毒する場合があります）。



## 動物検疫所からの重要なお知らせ

2020年7月1日から

**海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化しました。**



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象になります。**
- ◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、

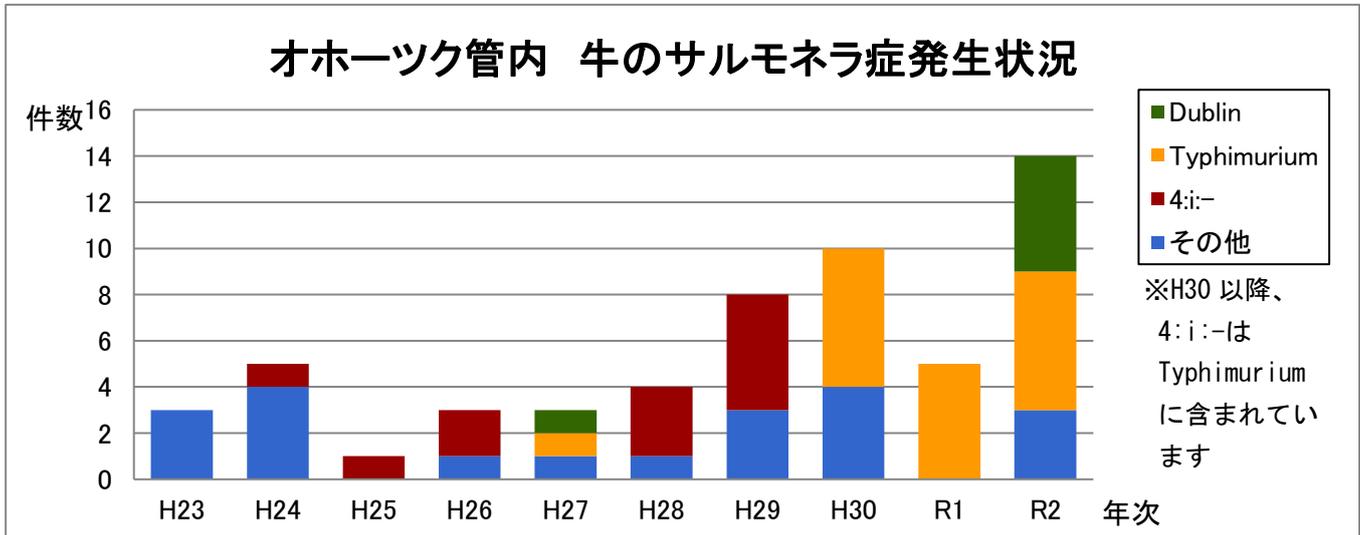
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役又は300万円以下の罰金**が科せられます。（ただし、法人に対しては最高5,000万円）



# 牛のサルモネラ症が多発しています！

令和2年(2020年)、オホーツク管内で牛のサルモネラ症が14件発生(11月末現在)し、過去10年間で最多となっています。例年、血清型 Typhimurium (ティフィムリウム) による発生が多くありますが、今年は血清型 Dublin (ダブリン) による発生が5件ありました。

牛のサルモネラ症の主な症状は、「発熱と下痢」ですが、血清型 Dublin 感染では、「子牛の呼吸器症状、死亡」、「流産の増加」が主な症状となることが多く、注意が必要です。



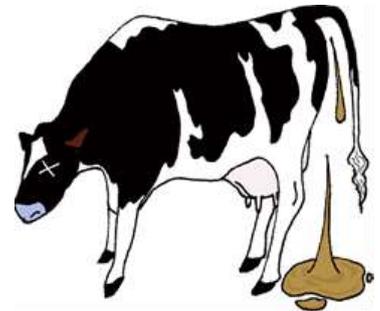
## 次の発生防止対策を徹底しましょう。

### “侵入防止対策”

- ☆ 農場に出入りする人・車両の消毒
- ☆ 野生動物侵入防止対策（防鳥ネットの設置など）
- ☆ 導入牛の隔離飼養（3週間）

### “牛舎内の対策”

- ☆ 餌槽、ウォーターカップや水槽の残飼の除去・消毒
- ☆ 飼養環境及び作業道具の清掃・消毒
- ☆ 子牛に十分な初乳を給与（抵抗力の強化）



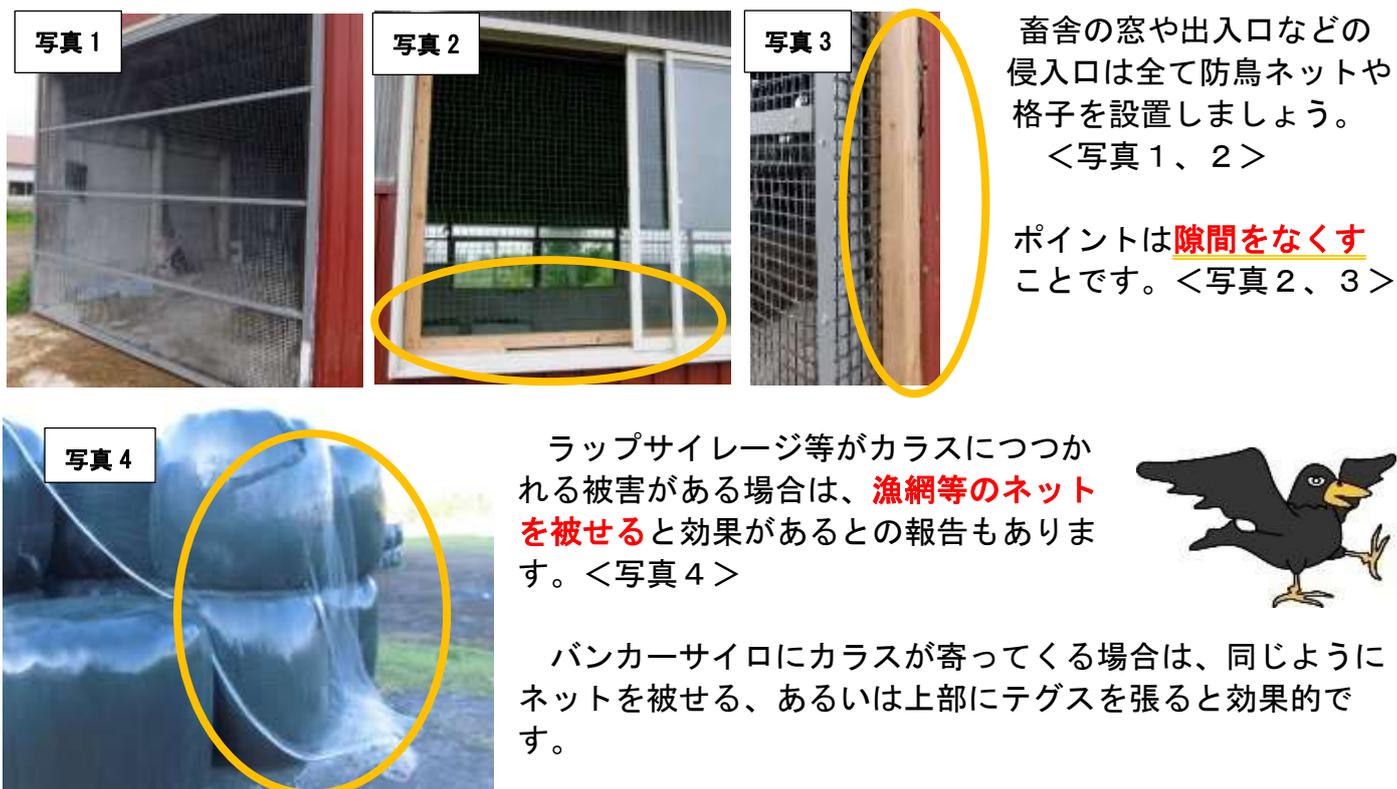
子牛が発熱し急性経過で死亡する、流産が続く等の異常がみられた場合は、かかりつけの獣医師に相談しましょう！

## 【野鳥（カラス）の侵入防止対策について】

サルモネラはカラス等の野鳥によって農場内に持ち込まれる恐れがあります。発生を防止するためにはカラスを牛舎内に入れない対策が重要です。

カラスは意外と警戒心が強く、天敵の模型、かかし、防鳥テープ、爆音器等を設置すると寄り付きませんが、**直接危害が及ばないことを学習すると、2～3日でその効果は無くなってしまいます。**グッズをカラスに慣れさせないよう、可能な限り2～3種のカラス除けを用意し、**まめに交換しましょう。**

## 野鳥の侵入経路を物理的に防ぐことが最も効果的です！



カラスなどの野鳥を寄せ付けない牛舎環境作りを地域で取り組み、  
伝染病の発生を防止しましょう！

## 牛 RS ウイルス病が流行しています

令和2年(2020年)10月に当所に依頼された牛の呼吸病原因検索6事例の内、4事例で牛RSウイルスの関与が確認されています。これからの季節、外気温低下や乾燥により、さらなる呼吸器病の流行が予想されます。今一度、寒冷ストレスの除去、適度な換気、消毒の徹底、ワクチン接種等による発生防止対策を徹底しましょう。

### 牛 RS ウイルス病について

#### 臨床症状等

- 主に晩秋～初春に流行
- 発熱
- 呼吸器症状（咳、鼻汁漏出）
- 急速な伝播（数日で牛群全体へ）
- 搾乳牛では乳量減少
- 皮下気腫

#### 発生予防対策等

- 清掃、消毒の徹底
- 寒冷ストレスの除去
- 換気不良の改善
- ワクチン接種の徹底
- 発症牛の早期発見、隔離
- 二次感染防止のための抗生物質投与

# 家畜保健衛生総合検討会が開催

本年 10 月 21 日～22 日に札幌市男女共同参画センターにおいて標記検討会が開催されました。

1 日目は「生産現場における飼養衛生管理の強化について」をテーマに、4 名の講師による家畜自衛防疫や消毒、野生動物対策についての講演が行われました。その中から、当管内に関連ある内容を一部紹介します。

## ◎「オホーツク管内家畜自衛防疫推進協議会の活動再開と現状について」

増田会長から、活動を休止していた組織を発展的改編し、平成 28 年度(2016 年度)から防疫演習や自主的な農場立入等の活動を再開した現状が発表されました。家保、NOSAI と連携し、管内牛飼養農場全てに年 1 回飼養衛生管理指導の立入検査を実施するローテーション体制を確立し、家畜飼養者の遵守状況も徐々に上昇するなど効果が出たとの講演がありました。

2 日目は第 68 回家畜保健衛生業績発表会が開催され、全道各家保から計 20 題の発表が行われ、当所からは次の 2 題の発表を行いました。

## ◎オホーツク管内における生乳への抗菌性物質残留事故防止に向けた取り組みについて

予防課 柴本指導専門員

管内では生乳への抗菌性物質残留事故が多発していたため、平成 23 年(2011 年)にオホーツク総合振興局及び家保が主体となり、関係機関の連絡体制等の整備を行いました。その後の啓発等により関係機関等の意識が向上、残留件数の減少につながったとの成果を発表しました。

## ◎牛ウイルス性下痢ウイルス遺伝子検査における効率的な検査手法の検討

予防課 戸田獣医師

近年、牛ウイルス性下痢ウイルス(BVDV)の検査依頼が増加傾向にあり、白血球浮遊液を検査材料とした遺伝子検査は相当の業務負担となっています。今回、業務の効率化のため、検査材料の白血球浮遊液から全血への変更、リアルタイム RT-PCR (rRT-PCR) への変更を検討したところ、業務負担軽減及びコンタミネーションのリスク軽減となり、より高感度に遺伝子を検出することが可能と考えられました。また、ダイレクト rRT-PCR は持続感染牛由来の白血球浮遊液からの遺伝子検出に十分な感度を有していると考えられ、コスト削減、検査時間短縮等に有効であることを発表しました。

講評では両発表ともに高く評価され、審査の結果、「牛ウイルス性下痢ウイルス遺伝子検査における効率的な検査手法の検討」が来年度の北海道・東北ブロック家畜保健衛生業績発表会の本道代表に選出されました。



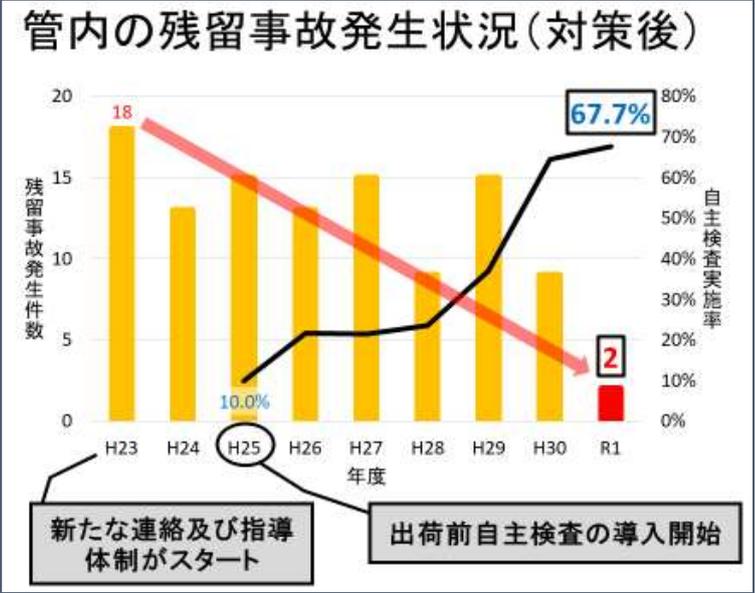
# 抗菌性物質等の生乳への残留について

今年度のオホーツク管内での生乳への抗菌性物質等残留事故発生件数は 4 戸 (12 月 4 日現在) となっています。各事例の概要は以下のとおりです。

No.	発生場所	発生日	生乳廃棄量	発生原因	損失額
1	湧別町	R2. 6. 12	9,880kg (3 戸分)	特定できず	1,318,060 円
2	訓子府町	R2. 6. 24	7,240kg (3 戸分)	誤搾乳	933,780 円
3	斜里町	R2. 8. 27	9,670kg (2 戸分)	ユニット洗浄不足による混入	1,325,544 円
4	遠軽町	R2. 9. 29	9,520kg (3 戸分)	誤搾乳	1,238,864 円

毎回、現地で状況を確認しておりますが、きちんと治療牛のマーキング等の対策が行われていて原因究明に至らない事例もありましたが、人や作業手順が変更されていた等、いつもと違う状況で残留事故が起こっている状況がうかがえました。当所で平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)にかけて管内酪農家 664 戸を対象に行ったアンケート調査では、約 45%の農場が「治療中の牛を普段どおり搾乳しそうになった」と回答していました。そのうちの約 2 割が牧草収穫等の繁忙期であったことを理由として挙げていましたが、「つい、うっかり」という理由も約 3 割にのぼっていました。

右のグラフは、本年 10 月の第 68 回家畜保健衛生業績発表会での当所の発表で使用したものです。オホーツク管内は元々残留事故の発生が多い地域でした。この状況を打破すべく、平成 23 年(2011 年)からオホーツク総合振興局と家保は地元関係機関と連携し、新たな連絡・指導体制を構築しました。その後、主に農協単位で、迅速抗生物質検出キットを用いた農場からの生乳出荷前自主検査の導入が始まり、現在管内酪農家の 67.7% (家保調べ) で実施されています。残留事故発生件数の減少と出荷前自主検査の普及はリンクしているかのように思えます。



これまでの生産者や関係者の皆さまのたゆまぬ努力が、このような良い結果につながりつつあると思います。これまで同様引き続き対策を行い、「残留事故ゼロ」を目指して行きましょう。

- ・牛体へのスプレー、脚バンド、看板など、2種類以上のマーキングを
- ・治療牛については番号をホワイトボードに書くなどして、作業者間の連絡の徹底を
- ・治療前、搾乳前には毎回、どの牛が治療牛かの再確認を
- ・できるだけ治療牛は隔離を

## 日射病・熱射病の発生状況について

今年度も6月1日から9月30日までの間、日射病・熱射病の発生状況を調査しました。調査・報告にご協力いただき、ありがとうございました。

北見では、30℃を越える真夏日が6月～9月に21日間に及びました。8月の第2週には、記録的な猛暑日(北見市で35.8℃、網走市で36.5℃)となり、乳用牛8頭発生内4頭死亡、肉用牛5頭発生内4頭死亡、採卵鶏508羽死亡、肉用鶏12,441羽が死亡しました。

調査対象期間	発生頭羽数			
	乳用牛	肉用牛	採卵鶏	肉用鶏
6月	2			500
7月	10	4		1,908
8月	19	11	508	12,441
9月	13	2		
管内合計	44	17	508	14,849
全道合計	81	36	3,730	16,435
全道比率	54.3	47.2	13.6	90.3

トンネル換気等の送風対策、遮光ネットや散水等、より一層の対策をお願いします。

## 家畜伝染病予防事業の進捗状況

令和2年(2020年)11月末現在の実施状況は、下表のとおりです。

事業名	市町村名(地区)	検査戸数	検査頭数	検査結果	検査状況
牛のヨーネ病検査	網走市	39戸	2,562頭	全頭陰性	実施中
	紋別市 (渚滑・上渚滑)	35戸	3,286頭	全頭陰性	実施中
	興部町 (沙留)	34戸	2,329頭	全頭陰性	終了
	大空町	51戸	3,487頭	3戸6頭 患畜発生	実施中
蜜蜂の腐蛆病検査	管内全域	23戸	3,923群 (細密検査 1,428群)	全群陰性	終了

※上記以外に今年度は管内で飼養されている種雄牛を対象にヨーネ病検査を実施し、9戸14頭の陰性を確認しています。

※牛のブルセラ症及び結核の全国的清浄性確認サーベイランスは、網走市(5戸109頭)、紋別市(4戸100頭)、興部町(3戸63頭)及び大空町(6戸116頭)において実施し、陰性を確認しています。



令和2年(2020年)12月以降の事業計画は次のとおりです。検査実施にあたっては、関係機関の皆さまの御協力をよろしくお願い致します。

事業名	市町村名(地区)	検査時期(予定)
牛のヨーネ病検査 (併せてブルセラ症・結核サーベイランスを実施)	北見市(端野)	1月
飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための立入検査 (対象:牛、めん羊、山羊、鹿飼養農場)	美幌町	12月
	佐呂間町(仁倉)	1月
	置戸町	3月

## 獣医師のみなさまへ ~今年度は届出の年です~

獣医師は獣医師法第22条に基づき、居住地や業務等について2年ごとに届け出ることが義務付けられており、今年、令和2年(2020年)は届出が必要な年となっています。集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握するために利用されています。

獣医師免許をお持ちの方は令和2年(2020年)12月31日現在の状況を、来年1月末までに北海道オホーツク総合振興局 産業振興部 農務課畜産係(〒093-8585 網走市北7条西3丁目)宛て提出いただきますようお願いいたします。届出様式や記載方法は農林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>)に掲載されています。

不明な点等がありましたら総合振興局または当所までお問い合わせください。

# 飼養衛生管理基準について

令和2年(2020年)4月3日に家畜伝染病予防法が一部改正されたことに伴い、飼養衛生管理基準の改正が施行されました(豚等:7月1日付、その他の畜種:10月1日付)。  
詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください。

## 【飼養衛生管理基準とは】

家畜の所有者が最低限遵守すべき衛生管理として、家畜の種類ごとに定められています。改正された基準では取り組みの目的ごとに下記のI~IVに体系化されています。

- I 家畜防疫に関する基本的事項
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- III 衛生管理区域の衛生状態の確保
- IV 衛生管理区域からの病原体の散逸防止

## 【改正された飼養衛生管理基準のポイント\*】

\*畜種ごとに異なります

- ◎ 家畜の所有者の責務明確化
- ◎ 飼養衛生管理についてマニュアルを作成
- ◎ 衛生管理区域を設定、消毒設備などの設置箇所を定期報告の添付書類(平面図)に記入
- ◎ 放牧制限の準備
- ◎ 飼養衛生管理区域での愛玩動物の飼養禁止
- ◎ 全ての農場で担当獣医師を定める
- ◎ 畜舎ごとの長靴の交換又は消毒、農場専用の長靴、服を用意
- ◎ 衛生管理区域内の整理整頓
- ◎ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒
- ◎ 出入りする車輛の消毒 ねずみや害虫の駆除 などがあります



当所で飼養衛生管理基準に関するリーフレットを作成しました。オホーツク家畜自衛防疫推進協議会を通じ、各市町村の家畜自衛防疫組合あてに牛飼養農場への配布を依頼しています。豚、家きん飼養農場に対しては立入検査にあわせて配布中です。必要がありましたら当所あてご連絡ください。



# 監視伝染病の発生状況

全国、道内及びオホーツク管内の監視伝染病の発生状況をお知らせします。

管内では、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫（旧名白血病）、サルモネラ症等が確認されています。

区分	病名	家畜の種類	2019年						2020年					
			全国		北海道		オホーツク管内		全国 (1～8月)		北海道 (1～10月)		オホーツク管内 (11月末現在)	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	380	1,066	320	945	10	85	253	514	167	586	14	36
	豚熱 (CSF)	豚	45	102	0	0	0	0	7	16	0	0	0	0
	腐蛆病	蜜蜂	3	104	0	0	0	0	17	49	0	0	0	0
届出伝染病	牛ウイルス性下痢 (BVD)	牛	207	359	107	200	11	19	114	207	65	148	12	40
	牛伝染性リンパ腫 (BLV)	牛	1,944	4,113	338	733	36	115	1,401	2,870	268	640	32	90
	牛伝染性鼻気管炎 (IBR)	牛	9	44	4	16	0	0	4	9	2	4	1	1
	牛丘疹性口炎	牛	3	18	0	0	0	0	3	23	2	22	1	3
	破傷風	牛	88	92	5	7	0	0	85	92	3	4	1	1
		馬	1	1	1	1	0	0	2	2	1	1	0	0
	気腫疽	牛	1	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0
	サルモネラ症	牛	62	193	37	117	5	19	57	166	55	212	11	20
		豚	113	366	0	0	0	0	80	302	1	3	0	0
	牛カンピロバクター症	牛	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	ネオスポラ症	牛	3	6	2	5	1	1	4	4	2	2	0	0
	馬鼻肺炎	馬	17	21	17	21	0	0	13	30	13	23	0	0
	伝染性膿疱性皮膚炎	めん羊	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚流行性下痢	豚	137	764	1	5	0	0	30	276	0	0	0	0
	豚丹毒	豚	292	2,009	14	93	1	2	203	1,238	8	76	0	0
	豚赤痢	豚	41	96	0	0	0	0	24	82	0	0	0	0
伝染性気管支炎	鶏	15	127	0	0	0	0	19	426	0	0	0	0	
鳥マイコプラズマ症	鶏	7	25	0	0	0	0	7	28	0	0	0	0	
バロア症	蜜蜂	51	754	25	684	0	0	9	12	23	591	0	0	
チョーク病	蜜蜂	33	343	32	342	0	0	3	5	35	601	0	0	

# 薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランについて

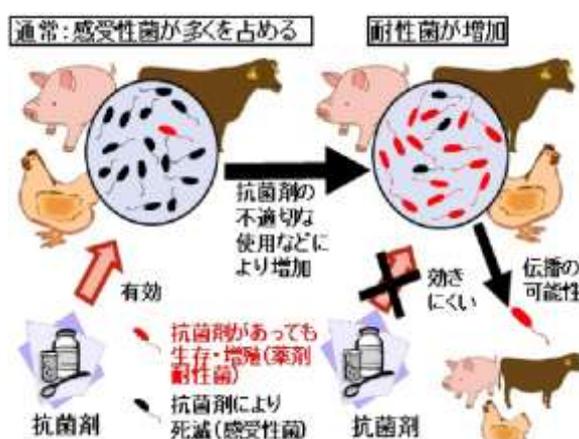
近年、抗菌性物質が効かない細菌（薬剤耐性菌）が増加する一方、新たな抗菌性物質の開発はあまり進んでいません。このまま薬剤耐性菌が増え続けると、人や家畜の細菌感染症の治療が非常に困難になることが予想され、国際的に大きな問題となっています。世界保健機関（WHO）が薬剤耐性に対する国際行動計画を採択したことを受け、日本においても平成28年（2016年）4月、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」が策定されました。これは今後5年間に取り組むべき対策をまとめたもので、今年がその最終年となっています。



## ・・・薬剤耐性菌はどうやって生まれる？・・・

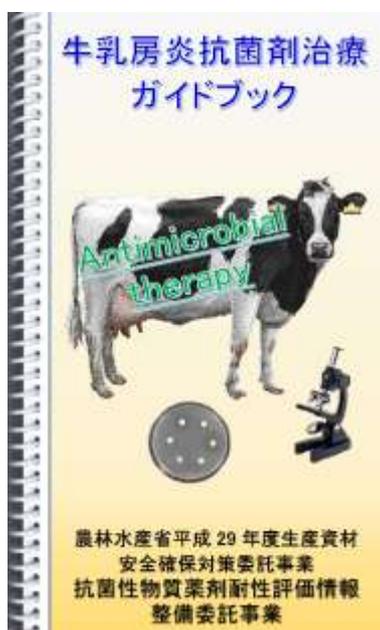
細菌が薬剤耐性を持つ主な原因は「抗菌性物質の不適正な使用」です。投与量・期間が足りなかったり、逆に長期連用したりすると薬剤耐性を持つ菌だけが生き残り、他の動物や人へと感染が広がる可能性が出てきます。抗菌性物質使用の際は、薬剤感受性試験の結果等を踏まえた薬剤選択と必要最小限の使用が重要となります。

生産者の皆さまにおいては獣医師からの指示どおりの使用（薬剤は指示されたとおりに使い切る、余った薬剤を他の家畜に使わない）をお願いします。獣医師は薬剤感受性に基づく薬剤選択、フルオロキノロン等は第二次選択薬としての使用に限定など抗菌性物質の慎重使用を心がけてください。



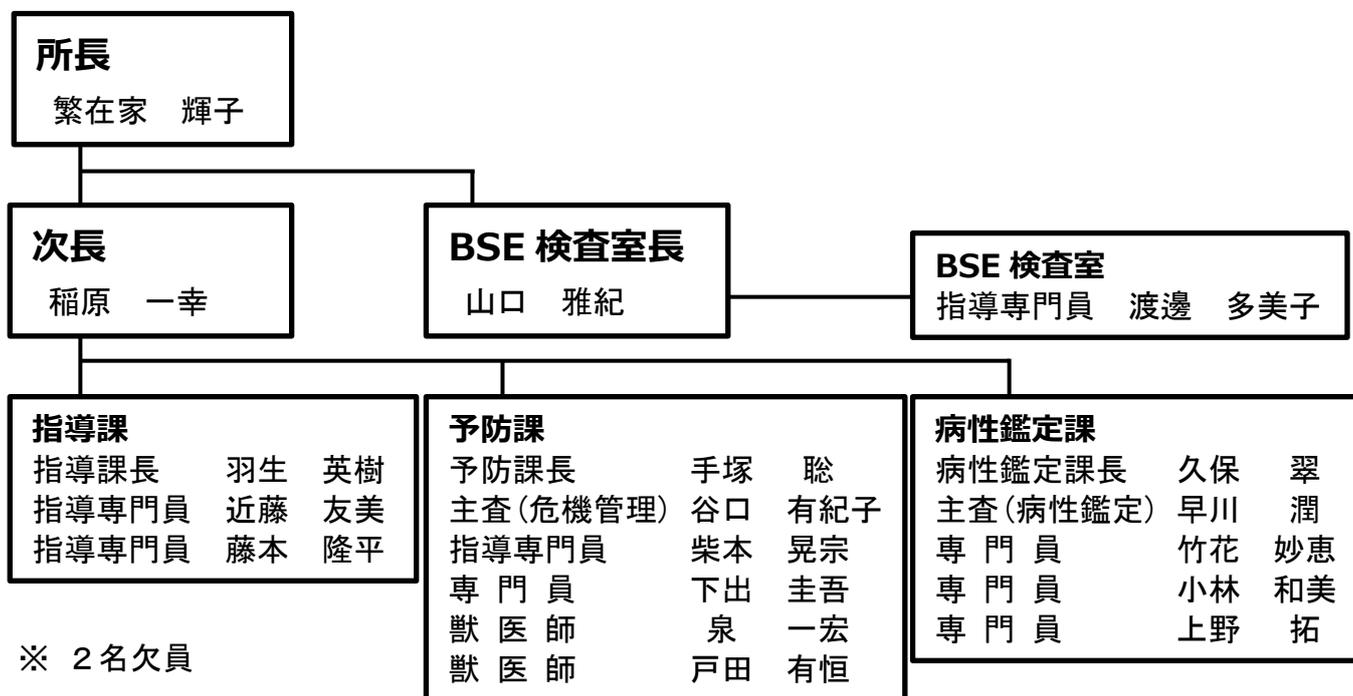
農林水産省ホームページより

農林水産省が動物用抗菌剤の慎重使用に関するガイドブックを作成しています。本年4月に各産業動物診療施設にはお配りしているところですが、必要がありましたら当所までご連絡いただくか、PDFファイルが農林水産省ホームページに公開されていますのでご活用ください。



# 所内体制について

令和2年(2020年)12月1日からの当所の体制をお知らせします。指導課に新規採用者が配属されました。



## 着任の挨拶



指導専門員 ふじもと りゅうへい  
藤本 隆平

みなさま、はじめまして。藤本と申します。大学卒業後、製薬企業に勤務し、その間、毒性病理、骨代謝、経営戦略、グローバル薬事その他を経験させていただきました。悔いのない人生を送るため、会社を早期退職し本年12月1日付採用で北見にやってきました。一日も早く網走家畜保健衛生所の戦力として認めていただけるよう一兵卒として精進する所存ですので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

### 網走家畜保健衛生所

〒090-0008 北見市大正 323-5

TEL 0157-36-0725  
FAX 0157-36-5801  
携帯 090-1640-9721

### 網走家畜保健衛生所 BSE検査室

〒099-6503 紋別郡湧別町開盛 849-1

TEL 01586-4-2448  
FAX 01586-2-4885

ホームページアドレス <http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>

